

瀬戸市訓令第3号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前																								
<p>(専決権の委譲)</p> <p>第9条 <省略></p> <p>2 前項の場合においては、<u>総務部長</u>に合議したうえ、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(代決)</p> <p>第11条 <省略></p> <p>2 副市長が不在であるときは、当該事務を所掌する部長が副市長の専決すべき事項を代決することができる。この場合においては、<u>総務部長及び企画部長</u>に合議するものとする。</p> <p>3から7まで <省略></p> <p>別表第1 (第4条―第6条関係)</p> <p>1 庶務関係</p>						<p>(専決権の委譲)</p> <p>第9条 <省略></p> <p>2 前項の場合においては、<u>行政管理部長</u>に合議したうえ、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(代決)</p> <p>第11条 <省略></p> <p>2 副市長が不在であるときは、当該事務を所掌する部長が副市長の専決すべき事項を代決することができる。この場合においては、<u>行政管理部長及び経営戦略部長</u>に合議するものとする。</p> <p>3から7まで <省略></p> <p>別表第1 (第4条―第6条関係)</p> <p>1 庶務関係</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>決裁区分</th> <th>市長</th> <th>副市長</th> <th>部長共通</th> <th>課長共通</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決裁事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	決裁事項											<table border="1"> <thead> <tr> <th>決裁区分</th> <th>市長</th> <th>副市長</th> <th>部長共通</th> <th>課長共通</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決裁事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	決裁事項					
決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考																									
決裁事項																														
決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考																									
決裁事項																														
<省略>						<省略>																								
個人情報保護			個人情報の訂正及び利用停止の決定	個人情報の開示の決定	行政課長合議	個人情報保護			個人情報の訂正、利用停止、目的外利用及び外部提供の決定	個人情報の開示の決定	行政課長合議																			

	審査請求に 対する裁決 等		<省略>		
目的外利用 及び外部提 供の決定			重要なもの	定例的又は軽 易なもの	重要なものに ついては、行 政課長合議

	審査請求に 対する裁決 等		<省略>		

<省略>

<省略>

2 人事関係

2 人事関係

決裁区分 決裁事項	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
職制	全職員にわ たるもの			所属職員の事 務分担	全職員にわた るものについ ては、企画部 長合議
採用計画	全職員				企画部長合議
定数	全職員				企画部長合議

決裁区分 決裁事項	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
職制	全職員にわ たるもの				所属職員の事 務分担
採用計画	全職員				経営戦略部長 合議
定数	全職員				経営戦略部長 合議

<省略>

<省略>

3 財務関係

3 財務関係

決裁区分 決裁事項	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
契約					

決裁区分 決裁事項	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
契約					

<省略>

<省略>

入札 の予 定価 格及 び最 低制 限価 格の 決定	工事	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	1,000を 超えるものは 、 <u>総務部長合 議</u>
	その他	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
<省略>						

入札 の予 定価 格及 び最 低制 限価 格の 決定	工事	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	1,000を 超えるものは 、 <u>行政管理部 長合議</u>
	その他	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
<省略>						

<省略>

<省略>

寄附 の収 受	金銭（瀬 戸市ふる さと応援 寄附金を 除く。）	<省略>	<省略>			<u>総務部長合議</u>
	瀬戸市ふ るさと応 援寄附金	<省略>	<省略>	<省略>		<u>総務部長合議</u>
	金銭以外	<省略>	<省略>			<u>総務部長合議</u>
<省略>						

寄附 の収 受	金銭（瀬 戸市ふる さと応援 寄附金を 除く。）	<省略>	<省略>			<u>行政管理部長 合議</u>
	瀬戸市ふ るさと応 援寄附金	<省略>	<省略>	<省略>		<u>行政管理部長 合議</u>
	金銭以外	<省略>	<省略>			<u>行政管理部長 合議</u>
<省略>						

備考

備考

- 1 <省略>
- 2 会計課については、「部長共通」とあるのは、「総務部長」と読み替えて適用するものとする。
- 3 <省略>

- 1 <省略>
- 2 会計課については、「部長共通」とあるのは、「行政管理部長」と読み替えて適用するものとする。
- 3 <省略>

別表第2（第5条、第6条関係）

別表第2（第5条、第6条関係）

1 市長直轄組織

1 市長直轄組織

主務課 の区分	決裁区分	主務部長	主務課長	備 考
	専決事項			
防災安 全課	<省略>			
	危機管理	<省略>	<省略>	
	自衛官募集		自衛官の募集に関する事 項	
	交通安全	①交通安全対策の実施計 画 ②交通指導員の委嘱及び 解職	①交通安全対策の実施 ②交通安全思想の普及啓 発 ③交通安全の指導	
	防犯	地域安全対策の実施計画	①地域安全対策の実施 ②地域安全思想の普及啓 発	

主務課 の区分	決裁区分	主務部長	主務課長	備 考
	専決事項			
危機管 理課	<省略>			
	危機管理	<省略>	<省略>	
まちづ くり協 働課	国際化の推進 及び国際交流 活動の推進			①国際化の推進及び国際 交流に係る実施計画 ②国際化の推進及び国際 交流に係る調査

		③国際交流活動の実施
		④国際交流活動の啓発
パーティせと 市民交流セン ター		①施設等の使用許可 ②使用料の徴収、還付及 び減免 ③開館時間及び休館日の 変更並びに臨時の休館 ④入館の制限 ⑤施設等の維持管理
地域力向上活 動の推進		①地域力向上事業の実施 計画 ②地域力向上事業の実施
地域交流セン ター		①施設等の使用許可 ②使用料の徴収、還付及 び減免 ③開館時間及び休館日の 変更並びに臨時の休館 ④入館の制限 ⑤施設等の維持管理
西部コミュニ ティセンター		①施設等の利用許可 ②開館時間及び休館日の 変更並びに臨時の休館 ③施設等の維持管理

					地縁団体		地縁団体の印鑑登録に関する事項	
					シティプロモーション課		①シティプロモーションの実施計画 ②シティプロモーションの実施 ③広報紙の発行 ④報道機関との連絡	
					広聴		①広聴活動の実施計画 ②広聴活動の実施 ③軽易な要望、相談等の処理	

2 企画部

主務課の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
秘書広報課	広報及び広聴			①広報紙の発行 ②報道機関との連絡 ③広聴活動の実施計画 ④広聴活動の実施 ⑤軽易な要望、相談等の処理	
政策推			<省略>		

2 経営戦略部

主務課の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
政策推			<省略>		

進課	統計		<省略>	<省略>		進課	統計		<省略>	<省略>	
	シティプロモーション			①シティプロモーションの実施計画							
				②シティプロモーションの実施							
<省略>						<省略>					
3 総務部						3 行政管理部					
主務課 の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考	主務課 の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
<省略>						<省略>					
財政課	<省略>					財政課	<省略>				
	車両			<省略>			車両			<省略>	
	市営住宅			①住宅の入居許可							
				②公開抽選の実施							
				③入居補欠者の決定							
				④敷金の徴収							
				⑤連帯保証人の承認							
				⑥収入の額の認定及び家賃の決定							
				⑦住宅入居の変更及び承継並びに住宅							
				交換の許可							
				⑧住宅の様様替及び							

				増築の承認 ⑨原状回復及び撤去 の指示 ⑩同居の承認 ⑪収入状況の報告の 請求 ⑫住宅の明渡し請求 ⑬住宅の検査 ⑭住宅監理員及び管 理人の決定 ⑮住宅の維持管理					
人事課	<省略>				人事課	<省略>			
税務課	税の賦課			①賦課類の決定及び 更正 ②修更正等による調 定額の変更 ③調査及び検査の実 施 ④納税通知書の発行 ⑤随時課税の納期決 定 ⑥市税申告書の処理 ⑦納税義務者等申告					

			書の処理
固定資産税		①固定資産評価審査委員会に対する答弁書の作成 ②固定資産課税台帳の縦覧に供した日以後における価格等の決定及び修正	①土地・家屋の登記済通知書・課税物件異動通知書の処理 ②固定資産税課税台帳登録の不動産の価格等の県への通知
個人住民税			特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の納期の特例
法人市民税			①法人の事業開始及び廃止の届出の処理 ②法人の設立及び解散の届出の処理 ③法人の事業、名称及び事業所の変更届の処理
納税の啓発			①納税思想の啓発宣伝 ②納税相談の計画及

			び実施
軽自動車税			原動機付自転車等の 標識の交付
自動車臨時運 行			自動車臨時運行の許 可及び失効

4 経済文化部

主務課 の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備 考
商工観 光課	商工政策			<省略>	
<省略>					
商工振興			①催物の実施計画 ②商店街振興組合の 総会招集の承認 ③商店街振興組合の 解散届等の受理 ④商店街振興組合の 報告徴収、検査等	①展示会、見本市等 の出品の勸奨あつ せん ②計量器の定期検査 の実施 ③商工団体の育成指 導	
融資			預託に関する実施計	①保証融資の調査及	

--	--	--	--

4 地域振興部

主務課 の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備 考
産業政 策課	商工政策 道の駅			<省略>	①開場時間及び休場 日の変更並びに臨 時の休場 ②利用料金の減免の 承認
<省略>					
農家経営	営農指導計 画	営農指導の実施計画		①農家経営及び農業 生産技術の指導 ②肥料及び農薬に関 する調査の実施 ③副業の指導奨励 ④農業近代化の指導	
米麦雑穀				①生産調整資料の作	

	画	び査定 ②金融機関との連絡
新世紀工芸館		①施設等の使用許可 ②使用料の徴収、還付及び減免 ③開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 ④入場の制限 ⑤施設等の維持管理
瀬戸染付工芸館		①開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 ②入場の制限 ③施設等の維持管理
まるっとミュージアム及び観光の推進	①まるっとミュージアム推進活動の実施計画 ②観光事業の実施計画	①まるっとミュージアム推進活動の実施 ②観光事業の実施 ③観光客の誘致及び

			成の指示 ②米麦作況調査の実施 ③稲作転換促進の指導
園芸			そ菜、果実、花き及び工芸作物の生産指導及び出荷奨励
林業		地域森林整備計画	①市有林の育成保護 ②伐採及び造林の指導 ③林産物の奨励指導 ④火入れの許可等
病虫害防除			①病虫害の防除指導 ②病虫害防除員の推薦

		③観光客誘致の実施 計画	宣伝				
瀬戸蔵			①施設等の使用許可 ②使用料の徴収、還 付及び減免 ③開館時間及び休館 日の変更並びに臨 時の休館 ④入館の制限 ⑤施設等の維持管理		耕土培養		①土壌の改良指導 ②改良資材の導入あ っせん
					畜産		①家畜防疫及び保健 衛生の指導 ②家畜予防注射の実 施 ③家畜家さんの飼育 管理及び経営指導 ④畜産の公害対策の 指導
					その他の農林 業振興地 域指定整備 計画	農林統計調査の実施 計画	①農林業団体の育成 指導 ②農林統計調査の実 施
				ものつ	商工振興	①催物の実施計画	①展示会、見本市等

					観光課	まるっとミュージアム及び観光の推進		①まるっとミュージアム推進活動の実施計画 ②観光事業の実施計画 ③観光客誘致の実施計画	①まるっとミュージアム推進活動の実施 ②観光事業の実施 ③観光客の誘致及び宣伝
						瀬戸蔵			①施設等の使用許可 ②使用料の徴収、還付及び減免 ③開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 ④入館の制限 ⑤施設等の維持管理
<省略>					<省略>				
文化課	文化の振興	<省略>	<省略>	<省略>	文化課	文化の振興	<省略>	<省略>	<省略>
	文化財の保護		①市指定文化財の保存に係る勧告又は指示 ②市指定文化財の公開その他の活用に係る勧告						

			③市指定文化財の状況の調査又は報告の請求								
<省略>					<省略>						
5 市民生活部						5 市民生活部					
主務課の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考	主務課の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
コミュニティ推進課	地域力向上活動の推進			①地域力向上事業の実施計画 ②地域力向上事業の実施		生活安全課	自衛官募集				自衛官の募集に関する事項
							消費生活		消費者保護に関する実施計画		商品量目立入検査の実施
	地域交流センター			①施設等の使用許可 ②使用料の徴収、還付及び減免 ③開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 ④入館の制限 ⑤施設等の維持管理			墓地		①春雨墓苑の無縁墓地の決定及び墓碑類の処理 ②春雨墓苑の墓地の原状回復義務の不履行に対する代執行	①春雨墓苑の墓地使用許可及び墓地使用許可の取消し ②春雨墓苑の墓地使用権の承継許可 ③春雨墓苑の墓地使用権の消滅の決定及び墓碑類等の移転処置 ④春雨墓苑の使用墓地の変更 ⑤春雨墓苑の墓地内	
	公民館			①施設等の使用許可 ②使用料の徴収、還付及び減免 ③開館時間及び休館							

			<u>日の変更並びに臨時の休館</u> <u>④入館の制限</u> <u>⑤施設等の維持管理</u>				<u>附属設備設置許可</u> <u>⑥改葬の許可</u>
	<u>消費生活</u>		<u>消費者保護に関する実施計画</u>	<u>商品量目立入検査の実施</u>			
	<u>地縁団体</u>			<u>地縁団体の印鑑登録に関する事項</u>	<u>市営住宅</u>		<u>①住宅の入居許可</u> <u>②公開抽選の実施</u> <u>③入居補欠者の決定</u> <u>④敷金の徴収</u> <u>⑤連帯保証人の承認</u> <u>⑥収入の額の認定及び家賃の決定</u> <u>⑦住宅入居の変更及び承継並びに住宅交換の許可</u> <u>⑧住宅の模様替及び増築の承認</u> <u>⑨原状回復及び撤去の指示</u> <u>⑩同居の承認</u> <u>⑪収入状況の報告の請求</u>
<u>多様性</u> <u>協働課</u>	<u>国際化の推進及び国際交流活動の推進</u>			<u>①国際化の推進及び国際交流に係る実施計画</u> <u>②国際化の推進及び国際交流に係る調査</u> <u>③国際交流活動の実施</u> <u>④国際交流活動の啓発</u>			
	<u>パルティセと市民交流センター</u>			<u>①施設等の使用許可</u> <u>②使用料の徴収、還付及び減免</u> <u>③開館時間及び休館日の変更並びに臨時</u>			

			時の休館 ④入館の制限 ⑤施設等の維持管理				⑫住宅の明渡し請求 ⑬住宅の検査 ⑭住宅監理員及び管理人の決定 ⑮住宅の維持管理
				斎苑			①使用料の還付、減免等 ②火葬済証及び火葬執行済証明書の発行
				防犯		地域安全対策の実施計画	①地域安全対策の実施 ②地域安全思想の普及啓発
				交通安全		①交通安全対策の実施計画 ②交通指導員の委嘱及び解職	①交通安全対策の実施 ②交通安全思想の普及啓発 ③交通安全の指導
環境課	<省略>			環境課	<省略>		
	衛生	<省略>	<省略>		衛生	<省略>	<省略>
	墓地	①春雨墓苑の無縁墓地の決定及び墓碑	①春雨墓苑の墓地使用許可及び墓地使				

		<u>類の処理</u> <u>②春雨墓苑の墓地の</u> <u>原状回復義務の不</u> <u>履行に対する代執</u> <u>行</u>	<u>用許可の取消し</u> <u>②春雨墓苑の墓地使</u> <u>用権の承継許可</u> <u>③春雨墓苑の墓地使</u> <u>用権の消滅の決定</u> <u>及び墓碑類等の移</u> <u>転処置</u> <u>④春雨墓苑の使用墓</u> <u>地の変更</u> <u>⑤春雨墓苑の墓地内</u> <u>附属設備設置許可</u> <u>⑥改葬の許可</u>						
	齋苑		<u>①使用料の還付、減</u> <u>免等</u> <u>②火葬済証及び火葬</u> <u>に関する証明書</u> <u>発行</u>						
				税務課	税の賦課				<u>①納期限の延長及び</u> <u>変更</u> <u>②随時課税の納期決</u> <u>定</u> <u>③市税申告書の処理</u> <u>④納税管理人申告書</u>

			<u>の処理</u> ⑤ <u>相続人代表者指定届の処理及び指定</u> ⑥ <u>納税義務の発生、消滅及び異動申告書の処理</u> ⑦ <u>納税義務の承継</u> ⑧ <u>市税の課税権の帰属</u>
<u>固定資産</u>		① <u>固定資産評価審査委員会に対する答弁書の作成</u> ② <u>固定資産課税台帳の縦覧に供した日以後における価格等の決定及び修正</u>	① <u>固定資産の価格等の決定、修正等の通知</u> ② <u>固定資産の仮評価証明の交付</u> ③ <u>土地及び家屋の登記済通知書並びに課税物件異動通知書の処理</u>
<u>個人</u>			① <u>特別徴収義務者の指定</u> ② <u>特別徴収税額の特例</u>
<u>法人</u>			① <u>法人の設立及び解</u>

										散届の処理 ②法人の事業、名義 及び事業所変更届 の処理	
										①納税思想の啓発宣 伝 ②納税相談の計画及 び実施	
										軽自動車税 付	
										自動車臨時運 行 可及び失効	
<省略>						<省略>					
6 健康福祉部						6 健康福祉部					
主務課 の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考	主務課 の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
<省略>						<省略>					
高齢者 福祉課	<省略>					高齢者 福祉課	<省略>				
	介護保険				<省略>		介護保険				<省略>
							老人憩いの家				①施設等の利用許可 ②使用料の徴収、還 付及び免除 ③開館時間及び休館

こども未来課	児童福祉			子ども及び妊産婦・子育て世帯の実情把握、相談、調査等	
<省略>					
<省略>					
健康課	健康増進		<省略>	<省略>	
<省略>					
国保年金課	国民年金			<省略>	
<省略>					

7 都市整備部

					日の変更並びに臨時の休館
					④施設等の維持管理
こども未来課	児童福祉				①児童及び妊産婦の実情把握、相談、調査、指導等
					②要保護児童の児童相談所への通報
					③助産施設及び母子生活支援施設への入所措置
<省略>					
<省略>					
健康課	健康増進		<省略>	<省略>	
	母子保健		母子保健事業の実施計画	母子保健事業の実施	
<省略>					
国保年金課	国民年金			<省略>	
	保険料の徴収		国民健康保険推進員の委嘱及び解職		
<省略>					

7 都市整備部

主務課 の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備 考	主務課 の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備 考
	専決事項						専決事項				
都市計	<省略>					都市計	<省略>				
画課	建築	<省略>	①<省略> ②<省略> ③<省略>	①<省略> ②地区計画の届出の 受理 ③建設リサイクル法 の届出の受理 ④長期優良住宅及び 低炭素建築物の認 定等 ⑤建築物省エネ法適 合判定等		画課	建築	<省略>	①<省略> ②総合的設計による 団地認定 ③<省略> ④<省略>	①<省略> ②住宅金融公庫法（ 昭和25年法律第 156号）に基づ く受託業務 ③浄化槽の構造審査	
	<省略>						<省略>				
	交通		<省略>	<省略>			交通		<省略>	<省略>	
	景観		良好な景観形成に係 る実施計画	①瀬戸市景観条例（ 平成22年瀬戸市 条例第34号）に 基づく届出 ②景観整備に関する 助成					<省略>	<省略>	

建設課	公園緑地		公園緑地に係る実施計画	①公園緑地事業の実施 ②有料公園施設の <u>使用の許可</u> ③<省略> ④公園の <u>利用の禁止</u> 又は <u>制限</u> ⑤公園の <u>設置若しくは管理又は占有許可</u> ⑥<省略> ⑦ <u>占有期間満了後の原状回復</u> ⑧<省略> ⑨<省略>	建設課	都市公園	公園管理計画	公園管理者以外の者が行う公園施設の設置及び管理の許可	①有料公園施設の <u>利用の許可</u> ②<省略> ③公園の <u>利用の制限</u> 及び <u>禁止</u> ④公園の <u>占有許可</u> ⑤<省略> ⑥公園内の樹木の <u>入れ及び補植</u> ⑦<省略> ⑧<省略>
	都市緑化		<省略>	都市緑化推進の実施		児童遊園			児童遊園の維持管理
			<省略>			都市緑化	都市緑化推進計画	<省略>	都市緑化推進の指導及び実施
<省略>				<省略>					
維持管理課	<省略>			維持管理課	<省略>				

農林課	道の駅			①開場時間及び休場 日の変更並びに臨 時の休場 ②利用料金の減免の 承認
	農家経営	営農指導計 画	営農指導の実施計画	①農家経営及び農業 生産技術の指導 ②肥料及び農薬に関 する調査の実施 ③副業の指導奨励 ④農業近代化の指導
	米麦雑穀			①生産調整資料の作 成の指示 ②米麦作況調査の実 施 ③稲作転換促進の指 導
	園芸			そ菜、果実、花き及 び工芸作物の生産指 導及び出荷奨励
	林業		地域森林整備計画	①市有林の育成保護 ②伐採及び造林の指 導

			③林産物の奨励指導
			④火入れの許可等
病虫害防除			①病虫害の防除指導
			②病虫害防除員の推薦
耕土培養			①土壌の改良指導
			②改良資材の導入あ っせん
畜産			①家畜防疫及び保健 衛生の指導
			②家畜予防注射の実 施
			③家畜家さんの飼育 管理及び経営指導
			④畜産の公害対策の 指導
その他の農林	農業振興地 域指定整備 計画	農林統計調査の実施 計画	①農林業団体の育成 指導
			②農林統計調査の実 施
<省略>			

8 <省略>

別表第3 (第6条関係)

<省略>			
------	--	--	--

8 <省略>

別表第3 (第6条関係)

1 共通的事項		1 共通的事項	
公所	公所の長の専決事項	公所	公所の長の専決事項
支所 クリーンセンター 児童発達支援センター 浄化センター管理事務所 こども若者家庭センター	別表第1の課長共通欄に掲げる事項に 関すること。	支所 クリーンセンター 児童発達支援センター 浄化センター管理事務所	別表第1の課長共通欄に掲げる事項に 関すること。
<省略>		<省略>	
2 個別的事項		2 個別的事項	
公所	公所の長の専決事項	公所	公所の長の専決事項
<省略>		<省略>	
こども若者家庭センター	①子ども・若者及び妊産婦とその家庭 の実情把握、相談、調査、指導等包 括的支援 ②児童虐待への対応 ③助産施設及び母子生活支援施設への 入所措置 ④母子保健事業の実施	子ども・若者センター	①開館時間及び休館日の変更並びに臨 時の休館 ②入館等の制限
<省略>		<省略>	

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。